

手 数 料 一 覧 表

< 性 能 評 価 >

(単位：円 非課税)

(建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 1 1 条の 2 の 3、第 3 項第四号の規定による)

性能分野	区分	評 価 の 内 容	手 数 料
構造安定 性能	建築物	・ 建築基準法第 2 0 条第 1 項第一号の認定(第二号口、第三号口、及び第四号口を含む。)に係る評価	
		・ 床面積の合計が 500 m ² 以内のもの	510,000 円
		・ 床面積の合計が 500 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	820,000 円
		・ 床面積の合計が 3,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1,230,000 円
		・ 床面積の合計が 10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	1,530,000 円
	・ 床面積の合計が 50,000 m ² を超えるもの	2,050,000 円	
	工作物	建築基準法施行令第 1 3 9 条第 1 項第三号及び第四号口(これらの規定を令第 1 4 0 条第 2 項、第 1 4 1 条第 2 項及び第 1 4 3 条第 2 項において準用する場合を含む。)並びに令第 1 4 4 条第 1 項第一号口及び八(2)に係る評価	820,000 円
	軽微変更 (建築物・ 工作物)	・ 既に構造方法等の認定(. 及び . に係る認定)を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定に係る評価	別紙による
構造安定 性能	木造軸組工 法耐力壁	・ 建築基準法施行令第 4 6 条第 4 項表 1(八)項の認定に係る評価	1,420,000 円
	枠組壁工法 耐力壁	・ 建築基準法施行規則第 8 条の 3 の認定に係る評価	1,420,000 円

(備考) 建築基準法第 2 0 条第 1 項第一号の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画変更に係わる評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係わる部分について算定するものとする。

時刻歴応答解析建築物および工作物の軽微な変更の手数料について

平成31年2月1日付けで一般社団法人建築性能基準推進協会HPにてお知らせがありましたとおり、建築基準法第20条第1項第一号の認定に係る性能評価における軽微な変更について、令和元年7月1日以降に新規申請（既評価受付済み案件、既認定案件を除く）の申し込みがあった案件を対象に下記の通りの取り扱いとさせていただきます。

記

1. 手数料額算定の考え方

建築基準法第20条第1項第一号の認定に係る性能評価における軽微な変更の手数料については、次の（1）から（3）までの規定で算定する。なお、（1）のいずれかの項目が1項目でも軽微でない通常変更該当する場合（例えば、すべての免震材料を異なる材料に変更する、すべての柱断面を危険側に変更する等）は、従前の運用のとおり、1申請の通常変更とする。また、工作物の認定に係る性能評価における軽微な変更の手数料についても同様とする。

(1) 変更する部位、部材を次の から までのカテゴリーに区分する。

区分	部位、部材	説明
軽微な変更区分	柱、大梁、耐力壁、ブレース、柱梁接合部に関する部分	例えば、柱の継手位置変更も に該当、柱頭免震の1階柱は に該当
軽微な変更区分	免震材料、制振部材その他これらに類する特殊な装置に関する部分	例えば、免震材料の取付部も に該当
軽微な変更区分	基礎、杭、地盤改良に関する部分	例えば、基礎梁開口は に該当
軽微な変更区分	から までに示す部分以外の部分	例えば、次のような部分 <ul style="list-style-type: none"> ・スラブ、間柱、小梁、非耐力壁、外装材、擁壁、屋根板、塔屋、設備架台等の2次部材に関する部分 ・意匠上の算定方法の変更による床面積、建物高さの変更、柱状図の変更 ・その他、変更に関する検討を部会等で審査するのみで、別添（部材等）が変わらない変更

(2) 変更する部位、部材について、(1)の各区分に該当する部位、部材が1つでもあれば、該当する区分数を申請数とする。1申請分の手数料に当該申請数を乗じた額を手数料とする。なお、1申請分の手数料は、従前どおり、申請建築物の延べ面積に応じた手数料額の1/10とする。

(3) 例えば、次の条件の内容について、(1)及び(2)の規定を適用して軽微な変更を申請する場合は、(1)の 及び に該当し、「延べ面積に応じた手数料額×1/10 × 2申請 = ¥1,230,000 × 1/10 × 2 = ¥246,000」となる。

条件：「建築物の延べ面積：8000m² の場合。 ・柱2本の断面を変更（(1)の に該当）、
 ・免震材料取付部のアンカーボルト径を変更（(1)の に該当）」

以上